

静岡県公立大学法人第3期中期計画

(平成31年3月28日認可)

(令和元年9月12日変更認可)

前文	1
第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織	2
1 中期計画の期間	2
2 教育研究上の基本組織	2
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2
1 教育に関する目標を達成するための措置	4
(1) 教育課程と教育方法	5
ア 共通事項	
イ 特色ある教育の推進	
ウ 多様な教育方法の拡充	
(2) 入学者受入れ	11
(3) 教育の実施体制等	12
ア 教育の実施体制の整備	
イ 教育力の向上	
(4) 学生への支援	13
2 研究に関する目標を達成するための措置	14
(1) 研究の方向性及び成果の活用	14
ア 研究の方向性	
イ 研究成果の活用・発信	
(2) 研究の実施体制等	16
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	17
(1) 地域社会等との連携	17
(2) 教育研究資源の地域への還元	18
(3) 地域社会への学生の参画	19
(4) 地域貢献の推進体制整備	19
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	19
(1) グローバル人材の育成	19
(2) 教育研究活動のグローバルな展開	21
(3) グローバル化の推進体制整備	21
第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置	22
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	22
(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営	22
(2) 人事運営と人材育成	22
ア 人事制度の運用と改善	
イ 職員の能力開発	
(3) コンプライアンスの強化	23

2	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	23
	(1) 自己収入等の確保	23
	(2) 予算の効率的かつ適正な執行	24
3	施設・整備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	24
第4	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	24
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	24
2	情報公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置	24
第5	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	25
1	安全管理に関する目標を達成するための措置	25
2	社会的責任に関する目標を達成するための措置	25
第6	その他の記載事項	27
1	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	27
2	短期借入金の限度額	27
	(1) 限度額	
	(2) 想定される理由	
3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	27
4	剰余金の使途	27
5	県の規則で定める業務運営計画	27
	(1) 施設及び設備に関する計画	27
	(2) 人事に関する計画	27
	(3) 中期目標の期間を超える債務負担	28
	(4) 積立金の使途	28
別表（収容定員）		
1	静岡県立大学	29
2	静岡県立大学短期大学部	31
(別紙)		
予算	2019（平成31）年度～2024年度予算	32
	【人件費の見積り】	33
収支計画	2019（平成31）年度～2024年度収支計画	34
資金計画	2019（平成31）年度～2024年度資金計画	35

静岡県公立大学法人第3期中期計画

○ 前文

静岡県公立大学法人は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）の継続的な発展を目指し、中期計画の達成に向け取り組んできた。

第3期中期計画においては、人口の減少や、A I、データサイエンス、遺伝子情報技術の急速な進歩など社会が大きな転換期を迎える中、時代の変化に対応し主体的に活躍できる人材の育成や、S D G s（持続可能な開発目標）の達成等、地域課題の解決、社会の発展に対する積極的な貢献が求められている。

引き続き「地域と協働する広く県民に開かれた大学」として県民の負託に応え、県や市町、産業界との連携を図り、中期目標の達成に向けて中期計画を推進するとともに、「地域をつくる、未来をつくる」を念頭に、時代の変化、期待に応えつつ、本学の有する資源を十分に活用して、生涯学習の需要に対応しながら、教育、研究及び地域貢献の取組を積極的に推進し、これまで以上に魅力的な総合大学へ一層飛躍することを目指す。

このため、本学の強みを一段と発揮した特色ある教育研究活動に取り組むこととし、中期計画期間の全学的な重点課題を次のとおり提示する。

<全学的な重点課題>

- 1 生命科学と人文社会科学が連携し、異分野融合の実践知と創造力及び発信力を備えた人材の育成や、高い学術性を備えた研究活動の展開により、安全安心で健康長寿に恵まれた質の高い地域社会の形成に貢献できる知の拠点を目指す。
- 2 社会の変化に対応し、社会人や留学生などを含めた様々な学修者が生涯学び続けられるための環境を確保し、多様な価値観が集まる大学づくりを推進する。
- 3 国や地域等の多様性を共存させたグローバルな視点から教育・研究のできる環境を整備し、海外の大学との交流を積極的に展開するとともに、地域社会に貢献するグローバルな人材を育成する。

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

2019（平成31）年4月1日から2025年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
静岡県立大学	薬学部
	食品栄養科学部
	国際関係学部 経営情報学部 看護学部
	大学院
静岡県立大学短期大学部	

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

前文に掲げた「全学的な重点課題」に関し、部局間連携等による教育・研究の検討・調整を行い、具体的な計画の推進を図る。

また、それぞれの部局において、特色ある教育研究活動を積極的に推進するため、中期計画期間の部局別の重点課題を次のとおり掲げる。

<部局別の重点課題>

[薬学部]

- ・ 創薬・育薬に繋がる生命科学・物質科学研究の推進、及びこれらの研究を計画・実施・発展できる能力を備えグローバルに貢献できる人材の育成（薬科学科）
- ・ 生命薬学・分子薬学・臨床薬学研究の推進、及び医療や健康増進に貢献し、グローバルに貢献できる指導的立場の薬剤師及び医療薬学に根ざした研究者の育成（薬学科）

[食品栄養科学部]

- ・ 生命科学の体系的な教育と研究を基盤として、国際的に通用するコミュニケーション能力を備え、食と環境と健康に関する地域社会の課題からグローバルな問題の

発見と解決、関連領域に関する科学の発展と実践に指導的な立場で貢献できる人材の育成

[国際関係学部]

- ・ 国際社会を理解するための幅広い教養を身につけ、地球と地域の課題に国境や文化の壁を越えて協力して取り組むことのできる課題発見・解決型人材の育成

[経営情報学部]

- ・ 経営・総合政策・データサイエンスを融合したマネジメント能力と観光の視点を有し、ビジネス・公共・社会のイノベーションを担い、企業や地域に貢献しうる人材の育成

[看護学部]

- ・ 確かな看護判断能力と実践能力を身に着け、他職種と協働して健康上の課題に創造的に対応し、主体的に行動できる人材の育成

[薬食生命科学総合学府]

- ・ 健康維持の要因あるいは疾病の発症・進展のメカニズムを総合的に解明し、その成果を活用し持続可能社会の構築に貢献する人材の育成

[薬学研究院]

- ・ 疾病の病因・治療・予防に関わる生命薬学、分子薬学、及び臨床薬学研究、並びに創薬・育薬に繋がる生命科学・物質科学研究の推進

[食品栄養環境科学研究院]

- ・ 食品の機能解明・開発・安全評価、食薬融合を基盤にした疾病の予防・進展抑制、及び食と健康に関わる環境問題の解決に資する研究の推進

[国際関係学研究科]

- ・ グローバル化に対応した高度な専門知識と俯瞰力を備え、内外の様々な場で対象を的確に洞察し即応できる人材の育成
- ・ グローバルな視点に立脚した、アジア・欧米を中心とした多彩な地域研究と幅広い学際的連携による総合研究の推進

[経営情報イノベーション研究科]

- ・ 経営・政策・情報・観光分野における高度な能力を有し、ビジネス・公共・社会にイノベーションを創起する人材の育成
- ・ ビジネス・公共・社会においてイノベーションを促進するための、経営・政策・情報・観光及びそれらを融合した領域における研究の推進

[看護学研究科]

- ・ いかなる状況下においても、高度専門的知識・技術を活用できる看護関係職のリーダーとなる人材の養成
- ・ 地域包括医療における中核的役割を担える人材及び専門的知識と指導力に基づいた質の高い教育・研究職を担える人材の養成
- ・ 生命関連領域の諸科学と連携した看護科学の教育・研究の推進

[短期大学部]

- ・ 知識・技術を備えた実践能力を有し、豊かな人間性と高い倫理観をもって患者・利用者等を尊重する、保健・医療・福祉及び幼児教育の専門職の育成

1 教育に関する目標を達成するための措置

<人材養成等教育研究上の目的>

[薬学部]

- ・ 薬科学科（4年制）は、生命倫理を基盤としつつ、創薬や生命現象の解明を指向する独創的な科学研究を通して、人類の健康長寿にグローバルに貢献できる卓越した薬学人を育むための薬学基礎・専門教育を行う。
- ・ 薬学科（6年制）は、薬剤師としての臨床能力及び倫理観を修得し、医療薬学に根ざした研究者や高度専門職薬剤師として、医療の質向上を通して人類の健康長寿に貢献できる先導的な人材を育むための薬学基礎・専門教育を行う。

[食品栄養科学部]

- ・ 食品・栄養・環境に関する基礎知識及び関連する基本的技術を習得し、「食と健康」に関する科学の発展と実践に貢献できる人材を養成する。

[国際関係学部]

- ・ グローバル化に対応するために、多様な言語・政治・経済・文化等を理解・尊重し、国際社会において活躍できる人材を養成する。

[経営情報学部]

- ・ 情報処理能力とマネジメント力を兼ね備えた、企業や地域社会に貢献することができる人材を養成する。

[看護学部]

- ・ 少子高齢社会の健康の護り手として人々の生活を支援するため、確かな看護判断能力と実践能力を身に付け、他専門職と協働して健康上の課題に創造的に対応でき

る人材を養成する。

[薬食生命科学総合学府]

- ・ 薬学と食品栄養環境科学を融合した学際領域の教育研究を介し、生命薬学や先端基礎科学を基盤とし、創薬、衛生などに加え生命関連学際領域に貢献できる薬科学者、さらに高齢社会の急速な進展と地域環境の悪化を克服し、持続可能な社会の構築に資する人材を養成する。

[国際関係学研究科]

- ・ グローバル化する世界での諸課題に挑み、高い専門知識を修得し、問題を把握、分析し、国際社会に貢献できる人材を養成する。

[経営情報イノベーション研究科]

- ・ 営利組織や非営利組織の ICT やマネジメント及び広範囲にわたるイノベーションに関する研究と実践が可能な高度専門職業人を養成する。

[看護学研究科]

- ・ 優れた倫理的判断力や保健医療の国際化・情報化に対応できる能力を持ち、看護実践の質の向上及び教育・研究を積極的に推進できる人材を養成する。

[短期大学部]

- ・ 高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する。
- ・ 多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を養成する。
 - ア 社会福祉専攻では、保育ニーズに対応した相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術とを兼ね備えた社会福祉士を養成する。
 - イ 介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言ができる介護福祉士を養成する。
- ・ 子どもの健やかな育ちを保障するための高度な専門知識と実践能力に加え、教養と豊かな人間性を持ち自ら学び続けることのできる保育者を養成する。
- ・ 主体的判断力を持った自立的個人を養成するために、論理的思考能力・科学的観察力・批判的精神を培う。

(1) 教育課程と教育方法

ア 共通事項

(ア) 静岡県立大学

<全学的に取り組む教養教育>

- ・ 主体的に学ぶ意欲と社会の変化に対応できる応用力を養うことを目指し、全学部生を対象とした教養教育（全学共通科目）を実施し、幅広い教養と基礎学力を兼ね備えた人材を育成するための教育を実施する。

本学の教育方針に基づいた教養教育のあり方を検証するとともに、社会や学生のニーズをとらえた教育課程の見直しを行う。

世界の多様な文化への理解を深めるための幅広い教養教育や外国語をとり入れた授業の実施など、グローバル人材の養成に向けた教育の充実を図る。

(No.1)

<専門基礎教育・専門教育>

a 学士課程

[薬学部]

- ・ 創薬・生命薬学研究に必要な複数の薬学専門領域に関する知識・技能や倫理観を有しつつ、独創性や問題解決能力を身につけるための専門教育を充実させる。(薬科学科)

基礎科学に裏打ちされた最先端の医療知識・技能や倫理観を有しつつ、薬物療法や臨床研究を提案・計画・遂行する能力を身につけるための専門教育を充実させる。(薬学科)

(No.2)

[食品栄養科学部]

- ・ 食品・栄養・環境・健康に関する基礎知識と基本的技術を修得し、それらを融合した総合的な知識と最先端の技術を身につけた専門技術者、管理栄養士を育成するための専門教育を充実する。

(No.3)

[国際関係学部]

- ・ 「国際関係学部の改革」に基づき策定され、2019（平成 31）年度から開始する新カリキュラムについて、学生の評価を反映させ、より分かりやすく体系的な教育課程の編成を目指した改善を行う。

(No.4)

[経営情報学部]

- ・ 学内や他大学、企業や地域などと連携し、経営・総合政策・データサイエンスの能力を基盤とした観光マネジメント能力を身につけ、企業や地域に貢献しうる人材を育成する教育を実施する。

(No.5)

- ・ 経営・総合政策・データサイエンス・観光マネジメントの4分野を融合して活用する能力を身につけ、ビジネス・公共・社会のイノベーションを担い、企業や地域に貢献しうる人材を育成するため、カリキュラムの充実を図る。

(No.6)

[看護学部]

- ・ 平成30年4月より開始した看護学部新カリキュラムの遂行と完成年度に向けたカリキュラムの評価検証を行い、臨床における問題解決能力を身につけるための専門的な知識・技術・態度を養う教育を充実する。

(No.7)

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

- ・ 疾病の治療や予防に資する要因及び良好な環境に関する研究を基盤とし、薬食融合の教育指導体制の社会への実装を図り、世界的に活躍できる人材の輩出を目指すための専門教育を拡充する。(学府)

創薬科学及び生命薬学の研究領域で指導的役割を担える人材を育成するための専門教育を拡充する。(薬科学専攻)

医療薬学・臨床薬学関連分野の第一線で活躍できる高い専門性を有する薬剤師や医療薬学研究者を養成するための専門教育を拡充する。(薬学専攻)

薬食生命科学や健康長寿科学の研究領域で指導的役割を担える人材を育成するための専門教育を拡充する。(薬食生命科学専攻)

超高齢社会に対応し、食を通して健康の維持・増進に貢献できる人材を育成するための専門教育を拡充する。(食品栄養科学専攻)

食と健康に密接に関わりのある環境分野で活躍できる人材を育成するための専門教育を拡充する。(環境科学専攻)

(No.8)

[国際関係学研究科]

- ・ 2024年度までに、国際関係学専攻、比較文化専攻の両専攻名とカリキュラム体系との整合性を再点検し、整備を図る。

グローバル化社会で活躍できる人材育成のための国際的教育・研究環境を充実させる。

(No.9)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・ 経営・政策・情報・観光分野における高度な能力を有し、ビジネス・公共・社会にイノベーションを創起する人材を育成することを目的とし、カリキュラムの充実を図る。

(No.10)

[看護学研究科]

- ・ 看護学研究科の機能強化を図るために、修士課程においては教育機能の検証とともにキャリア育成に係る高度看護実践教育に取り組む。

博士後期課程においては、高度な専門的知識の活用のみならず、新たな看護学の知識体系の構築・開発に取り組める研究能力、地域において制度的な枠組みを主導的に構築できる能力を身に着けることができる教育課程の確立を目指す。

静岡県助産師養成の現状、実習施設の状況、教育体制などを総合して評価し、教育の拡充を図る。

(No.11)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

<一般教育>

- ・ 主体的判断力を持った自立的個人を養成するために、論理的思考能力・科学的観察力・批判的精神を培う。本学の教育方針に基づいた教養教育のあり方を検証するとともに、社会や学生のニーズをとらえた教育課程の見直しを行う。

(No.12)

<専門基礎教育・専門教育>

- ・ 職業倫理観、科学的思考力、主体性、判断力のある専門性の高い人材を育成するため、体系的、実践的なカリキュラムを編成し、時代の要請に対応した歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、保育士及び幼稚園教諭の養成教育を充実させる。

(No.13)

(ウ) 国家試験等への対応

- ・ 学生の薬剤師国家試験の合格に向けた学習を積極的に支援する。

〈数値目標〉

薬剤師国家試験 新卒者の合格率 90%の維持

(薬学部薬学科)

(No.14)

- ・ 学生の管理栄養士国家試験の合格に向けた学習を積極的に支援する。

〈数値目標〉

管理栄養士国家試験 新卒者の合格率 100%の維持

(食品栄養科学部栄養生命科学科)

(No.15)

- ・ 学生の看護師、保健師、助産師国家試験の合格に向けた学習を積極的に支援する。

〈数値目標〉

看護師国家試験 新卒者の合格率 100%の維持

保健師国家試験 新卒者の合格率全国平均以上の維持

(看護学部看護学科)

助産師国家試験 新卒者の合格率 100%の維持

(看護学研究科)

(No.16)

- ・ 学生の歯科衛生士、介護福祉士国家試験の合格に向けた学習を積極的に支援する。

〈数値目標〉

歯科衛生士国家試験 新卒者の合格率 100%の維持

(短期大学部歯科衛生学科)

介護福祉士国家試験 新卒者の合格率全国平均以上の維持

(短期大学部社会福祉学科)

(No.17)

- ・ 教員免許取得を目指す学生への教育として、栄養教諭と理科教諭を育成するためのカリキュラムの充実や幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の取得を目指す

す学生への指導の充実に取り組む。

(No.18)

(I) 成績評価

- ・ 授業目的、到達目標、成績評価方法をシラバスにより学生に分かりやすく明示するとともに、CAP 制度を実施している学部では、GPA に基づく成績評価をより客観的かつ厳格なものにするよう改善を図る。

(No.19)

イ 特色ある教育の推進

- ・ 地域への理解・愛着とグローバルな視野の醸成に資するよう「しずおか学」やふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携した「ふじのくに学」を全学的に推進し、他の一般教養科目とのバランスに留意しつつ授業内容や開講時限の検証・改善に取り組む。

(No.20)

- ・ 学生の英語力を充実させ、グローバルな視野の醸成やグローバル人材の養成に資するよう、英語による科目の充実、TOEIC L&R 団体受験の継続、海外英語研修プログラムの充実等により英語教育を進める。

(No.21)

- ・ 国際関係学部では、2年次の TOEIC L&R IP テストのスコアにおいて一定の成績を修められるよう英語基礎力の定着を図るとともに、英語ネイティブの教員を中心に実践的な英語力を養成する英語教育を1・2年次に実施する。

〈数値目標〉

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合 (※)

800 点以上の学生が 10%以上

730 点以上の学生が 15%以上

600 点以上の学生が 50%以上

※ 目標スコアを達成した国際関係学部2年次学生数/国際関係学部2年次全学生数 (休学者を除く。)

(No.22)

- ・ 全学共通科目や観光教育など、学部間等で連携した特色ある融合的な教育を行う。

(No.23)

ウ 多様な教育方法の拡充

(ア) 静岡県立大学（学士課程）、静岡県立大学短期大学部

- ・ 大学での学習に必要な基本的な知識を修得するため、初年次教育の内容を充実させ、その効果を検討する。

学生の意欲的、主体的な学修を促すため、アクティブ・ラーニングを取り入れた教育を展開するとともに、その効果を検討する。

民間企業など外部組織と連携した寄附講座の実施、講師の活用に取り組み、教育研究の多様化、活発化を図る。

他大学との単位互換を通じて多様な学習機会を提供する。

短期大学部では、演習や学内外における実習等のアクティブ・ラーニング型教育を充実させる。

(No.24)

- ・ 【再掲】 地域への理解・愛着とグローバルな視野の醸成に資するよう「しずおか学」やふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携した「ふじのくに学」を全学的に推進し、他の一般教養科目とのバランスに留意しつつ授業内容や開講時限の検証・改善に取り組む。

(No.20)

(イ) 静岡県立大学（大学院課程）

- ・ 文理融合の学際的教育を推進するために教育体制を整備する。

他大学との単位互換を通じて多様な学習機会を提供する。

産業、行政、教育などのそれぞれの専門分野で必要な高度専門職業人を養成すべく、附置センターなども活用し、これらの業界との教育連携を強化する。

(No.25)

(ウ) インターネット教育

- ・ 国内及び海外の協定校との連携を活用し、国際的なインターネット遠隔教育を実施する。

(No.26)

(2) 入学者受入れ

- ・ 社会人、留学生を含めた志願者の状況や入試に関する外部要因の情報に基づく入学者確保対策や学内教育体制の検討、見直しに取り組み、各学科、各専攻の定員充

足を図る。

大学院については、入学定員の充足を目指した取組を推進する。

〈数値目標〉

大学院入学定員充足率（大学院全体）

修士課程 100%、博士／博士後期課程 100%

(No.27)

- ・ 本学が受験生、保護者、高校教員等から進学先として広く認知され、「選ばれる大学」となるよう、高大連携等を通じた積極的な入試広報を推進する。

(No.28)

- ・ アドミッション・ポリシーに沿った入学者を確保するために、高大接続改革へ対応するとともに、試験科目・出題方法を含めた全学的な入試体制の整備や改革を行う。

(No.29)

(3) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・ 学部間及び短期大学部との学内教員の相互協力を推進する。

教育の実施体制について検討し、円滑な実施体制の整備を進める。

短期大学を取り巻く環境の大きな変化に対応し、県民の求めに応えられるよう、短期大学部の将来構想を検討する。

(No.30)

- ・ 施設・設備の改修・更新に当たっては、環境やユニバーサルデザインに十分配慮する。

短期大学部では、施設・設備の現状を把握し、老朽化した施設・設備の計画的な改修を進める。

(No.31)

- ・ 図書館資料の全学的な視点からの計画的な整備や、学修支援のための館内環境づくりを進める。

(No.32)

- ・ 情報システムの円滑な利用や情報リテラシー教育支援のため、全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の更新を、利用目的、利用者の規模等の利用環境

を考慮して計画的に進める。

情報ネットワークについては、データ通信量の増加、セキュリティの向上及び利用形態の多様化に対応するため、最新の技術動向を踏まえ、学内基盤ネットワークの更新などの改善を図る。

(No.33)

イ 教育力の向上

- ・ ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づく教育の実施状況の検証及び検証結果に基づく教育の質の更なる向上に全学的に取り組む。

(No.34)

- ・ 各学部、研究科のファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会で効果的な授業形態、学習指導方法 (年代や国籍等が多様な学生への指導法を含む。) 等の開発・改善に取り組むためのプロジェクトを計画し、全学 FD 委員会で重点的な支援を行い、その検証結果を踏まえ、全学的な取組へと拡大することにより、教員能力向上を図る。

全学及び学部等の FD 委員会において、研究発表、交流、意見交換、教員相互の公開授業等の活動の拡充を図る。

FD 研修については、教員が参加しやすい時期の検討や、教員への積極的な声掛けなど、参加率の向上に取り組む。

〈数値目標〉

FD 研修参加率 (※) 75%以上 (年度)

※ 年に1回以上 FD 研修に参加した教員数/全教員数

(No.35)

- ・ 学生による授業評価、教員相互授業評価等に対する検証、卒業生・修了生及びその就職先等による評価依頼、授業及び実習科目における授業公開、情報公開等を実施し、教育活動の改善に取り組む。

薬学教育評価機構等による第三者評価への対応を基盤として、教育の質の向上を目指す。

(No.36)

(4) 学生への支援

- ・ 学生の意見を定期的に聴き、学習環境や生活支援体制の充実を図る。

民間企業や各種財団へ支援を依頼するなど奨学金の確保を円滑に進める。

学生の自主的な社会活動を奨励するため、クラブ・サークル、委員会、ゼミ等の活動を支援する。

(No.37)

- ・ 学生相談、健康指導及び障害学生支援を充実させ、学生の身体的かつ精神的な健康の増進、疾病予防を支援する。

(No.38)

- ・ 【再掲】図書館資料の全学的な視点からの計画的な整備や、学修支援のための館内環境づくりを進める。

(No.32)

- ・ 留学生の学生生活に対する支援の充実を図るため、留学生ガイダンスやカンパセーションパートナー制度、留学生同士の交流を推進する。

(No.39)

- ・ 社会情勢にあわせ適切なキャリア・就職支援を低学年から行うとともに、就職活動に関する情報の収集・学生への提供等に取り組む。

OB・OGとの連携体制を整え、キャリア・就職支援に活用する。

学生支援に資するための県内産業界と連携した取組を行う。

就職希望者の就職率 100%を目指したキャリア支援を行う。

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比） 大学、大学院全体 100%

(No.40)

- ・ 短期大学部では、外部講師による就活セミナーの開催等キャリア形成を支援するための講座を充実させる。また、就活イベントへの参加により、積極的な情報収集、求人開拓及び学生への周知を行う。

就職希望者の就職率 100%を目指したキャリア支援を行う。

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比） 短期大学部 100%

(No.41)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の方向性及び成果の活用

ア 研究の方向性

(7) 静岡県立大学

[薬学部・薬学研究院]

- ・ 疾病の病因・治療・予防に関わる生命薬学、分子薬学、及び臨床薬学研究、並びに創薬・育薬に繋がる生命科学・物質科学研究を推進する。

(No.42)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院]

- ・ 食品・栄養及び環境の科学分野を基盤とし、人々が健康に暮らせる持続可能な社会の実現に貢献する研究を実施する。

(No.43)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・ アジア及び欧米地域を中心とした国際関係の研究を推進する。
- ・ 多文化共生を視野に入れた社会・文化・言語を中心とした研究を推進する。

(No.44)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

- ・ ビジネス・公共・社会においてイノベーションを促進するための、経営・政策・情報・観光及びそれらを融合した領域における研究を推進する。

(No.45)

[看護学部、看護学研究科]

- ・ 地域で生活する人々を対象とし、健康寿命延伸のための看護の役割・機能並びに活動範囲の拡充に関する研究を推進する。

(No.46)

[学際的研究、グローバル地域センター]

- ・ 静岡県の豊かな文化と食材に立脚し、超高齢社会に対応した健康長寿に資する学際的研究を推進する。アジア地域の社会・文化に関する調査研究及び静岡県における喫緊の課題である危機管理体制の整備に関する調査研究を行う。

「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」に関する調査研究及び「危機管理」に関する調査研究及び「地震予知」に関する調査研究を行う。

(No.47)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 人々の生活の質の向上に寄与するため各学科が持つ研究資源を生かして、保

健・医療・福祉及び幼児教育に関する研究を推進する。

(No.48)

イ 研究成果の活用・発信

- ・ 積極的な知的財産の権利化を適切に行うとともに、知財教育を推進する。

(No.49)

- ・ 地域における中核的な学術研究推進拠点として研究成果を国内外に発信するとともに、シーズ集の発行や各種技術展への参加等を通じて、研究シーズを積極的に情報発信する。

教員著作図書収集や機関リポジトリの整備等による本学の研究成果の蓄積と発信を進める。

静岡健康・長寿学術フォーラムを開催し、研究成果や学術情報の蓄積、地域社会への還元を行うとともに、国内外に積極的に情報発信する。

本学の研究成果や学術情報を公開するため、公開講座やUSフォーラムを開催する。

〈数値目標〉

機関リポジトリ論文登録件数 200件以上（2019～2024年度累計）

(No.50)

(2) 研究の実施体制等

- ・ 研究水準の向上を図るため、外部評価における研究（研究環境）に関する提言、学内での研究成果発表等を通じた相互評価、教員活動評価制度等を活用した研究活動の検証、改善を行う。

外部資金（科学研究費補助金、受託研究費・共同研究費等（おおぞら基金を除く。))は、過去の年度実績平均を超える金額及び件数の獲得を目指す。

〈数値目標〉

外部資金

- ・ 獲得金額 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持
- ・ 獲得件数 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える件数の維持

(No.51)

- ・ 重点的な課題解決に向けて外部資金を活用し、国内外の大学や研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究を積極的に推進する。

静岡健康・長寿学術フォーラムを開催し、国内外の研究者とのネットワーク形成を推進する。

(No.52)

- ・ 本学の高度な研究水準を維持するため、研究機器の計画的な購入を進める。

(No.53)

- ・ 【再掲】図書館資料の全学的な視点からの計画的な整備や、学修支援のための館内環境づくりを進める。

(No.32)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携

- ・ 健康長寿社会づくりを牽引する地域人材の輩出を目指して整備した地（知）の拠点の地域連携体制を活用し、全学的な地域貢献活動を展開するとともに、関係機関との協力関係の構築や充実を図る。

(No.54)

- ・ 地域社会や静岡県、県内市町、公的機関等及び企業・団体との連携を強化し、地域振興プロジェクト、地域防災活動等に積極的に協力する。

県内地域と締結する包括連携協定に基づき、地域と連携して観光分野などの地域貢献活動を推進する。

静岡県の試験研究機関、教育機関、その他関係機関と連携し、連携大学院の活動を実施する。

本学教員の静岡県の各種審議会、委員会等への参画や、静岡県における諸課題の解決に向けた積極的な研究活動などを通じ、県施策の推進に寄与する。

県内自治体やNPO法人等の活動と連携し、地域住民の健康づくり、地域の子どもたちの健全育成に貢献する。

(No.55)

- ・ まちづくりや学生支援等、必要に応じて、他大学や行政等との連携を図る。

ふじのくに地域・大学コンソーシアムの事業による教育研究等に取り組むとともに、県内高等教育機関等と連携を図り、地域社会の発展に寄与する。

高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、高校生を対象とした公開授業や高校生の大学の授業への参加、本学教員による出張講義等を実施し、高等学校との連携を推進する。

(No.56)

(2) 教育研究資源の地域への還元

- ・ 県民へ学習機会を提供し、学び直しや生涯教育の一助となるよう、公開講座の開催、社会人学習講座の内容充実、講義科目の積極的な公開に取り組む。

地域の児童や生徒の幅広い分野への知的関心と学習意欲の向上を喚起するため、模擬授業や研究室開放等を実施する。

短期大学部では、卒業生に対する資格取得のための講座や HPS 養成講座等のリカレント教育講座を開催する。

〈数値目標〉

公開講座参加者数 延べ1,800人以上の維持(年度)

社会人向け学習講座受講者の満足度(※) 80%以上の維持(年度)

※ アンケート調査(5段階評価)において、満足度を上位2段階のいずれかに回答した受講者の全受講者に占める割合

(No.57)

- ・ グローバル地域センターでは、地域社会のシンクタンクとして、調査・研究の活動成果の社会的還元及び地域社会が抱える諸問題の解決に向けた提言活動を行う。

(No.58)

- ・ 【再掲】健康長寿社会づくりを牽引する地域人材の輩出を目指して整備した地(知)の拠点の地域連携体制を活用し、全学的な地域貢献活動を展開するとともに、関係機関との協力関係の構築や充実を図る。

(No.54)

- ・ 【再掲】地域社会や静岡県、県内市町、公的機関等及び企業・団体との連携を強化し、地域振興プロジェクト、地域防災活動等に積極的に協力する。

県内地域と締結する包括連携協定に基づき、地域と連携して観光分野などの地域貢献活動を推進する。

静岡県の試験研究機関、教育機関、その他関係機関と連携し、連携大学院の活動を実施する。

本学教員の静岡県の各種審議会、委員会等への参画や、静岡県における諸課題の解決に向けた積極的な研究活動などを通じ、県施策の推進に寄与する。

県内自治体やNPO法人等の活動と連携し、地域住民の健康づくり、地域の子どもたちの健全育成に貢献する。

(No.55)

(3) 地域社会への学生の参画

- ・ 地域活動を含む社会貢献活動への学生の取組を支援する。
地域における社会貢献活動の中核となる人材（コミュニティフェロー）の育成に取り組む。

〈数値目標〉

コミュニティフェロー認定者数 300人以上（2019～2024年度累計）

(No.59)

- ・ 【再掲】学生の自主的な社会活動を奨励するため、クラブ・サークル、委員会、ゼミ等の活動を支援する。

(No.37)

(4) 地域貢献の推進体制整備

- ・ 地（知）の拠点として構築した地域志向研究の支援体制を更に充実するとともに、地域貢献に対する教職員の意識向上を図る。

(No.60)

- ・ 薬草園などの施設を、社会貢献として利用できるよう持続的に整備する。

(No.61)

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) グローバル人材の育成

- ・ 留学生の確保・育成に関する取組方針の整備を図る。
様々な受け入れ形態による留学生等の確保を進める。
留学生への教育の質を高めるため、留学生への満足度アンケートを実施する。
本学学生に留学情報を提供し、海外留学（交換留学・語学留学）への関心を高める。

外国人留学生、日本人学生、教員・研究者及び地域住民等多様な関係者の交流推進にも資する留学生の生活環境の整備を図る。

世界大学ランキングの活用等により世界に向けた情報発信を強化し、世界における本学のプレゼンスの向上を図る。

〈数値目標〉

留学生等受入人数 140人以上(2024年度実績)

留学生への満足度アンケート(※) 70%以上の維持(年度)

※ 留学生へのアンケート調査(5段階評価)において、本学への留学に対する満足度を上位2段階のいずれかに回答した留学生の全留学生に占める割合
海外派遣参加学生人数(交換留学生・語学留学生)

第2期中期計画期間の年度平均人数以上の維持(年度)

(No.62)

- ・ 日本人学生の海外派遣及び外国人留学生の受入れを推進するため、留学に関する教育体制・支援体制の強化を図る。

(No.63)

- ・ 【再掲】学生の英語力を充実させ、グローバルな視野の醸成やグローバル人材の養成に資するよう、英語による科目の充実、TOEIC L&R 団体受験の継続、海外英語研修プログラムの充実等により英語教育を進める。

(No.21)

- ・ 【再掲】国際関係学部では、2年次のTOEIC L&R IPテストのスコアにおいて一定の成績を修められるよう英語基礎力の定着を図るとともに、英語ネイティブの教員を中心に実践的な英語力を養成する英語教育を1・2年次に実施する。

〈数値目標〉

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合(※)

800点以上の学生が10%以上

730点以上の学生が15%以上

600点以上の学生が50%以上

※ 目標スコアを達成した国際関係学部2年次学生数/国際関係学部2年次全学生数(休学者を除く。)

(No.22)

- ・ 【再掲】国内及び海外の協定校との連携を活用し、国際的なインターネット遠隔教育を実施する。

(No.26)

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・ 海外協定校を中心に相互の教育・研究の充実を図るとともに、特に緊密な関係を有する協定校との交流の拡充を図る。

〈数値目標〉

海外大学との新規交流協定締結校数 6校 (2019～2024 年度累計)

(No.64)

- ・ 教員の海外研修を支援するとともに、海外からの教員・研究者の滞在に関する支援の充実を図る。

国際的なシンポジウム・ワークショップ等を開催するとともに、海外研究者等の多くの参加を得られるよう、本学の研究成果を世界に発信する。

国際的に活躍できる人材を育成するため、海外からの教員・研究者の招へいを進めるとともに、海外諸研究機関との共同研究の推進を図る。

国際的な相互理解促進と海外での発信力養成のため、国・地方自治体・公的団体・外国政府・国際団体等が主催する海外訪問団・研修団・視察団などへの学生の積極的な応募を奨励する。

静岡県の特徴を活かしつつ茶などに関連する国際的な教育と研究協力を進展させる。

〈数値目標〉

国際的なシンポジウム等への海外研究者等参加者数

75人以上の維持 (年度)

(No.65)

- ・ 【再掲】国内及び海外の協定校との連携を活用し、国際的なインターネット遠隔教育を実施する。

(No.26)

(3) グローバル化の推進体制整備

- ・ グローバル化を推進する体制の強化を図る。

外国人教員の積極的な受入れなど、グローバルな教育環境の整備を図る。

(No.66)

第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営

- ・ 理事長・学長のリーダーシップを支えるため、法人・大学事務局組織及び学長補佐体制等について、必要に応じて見直しを行うとともに、様々なデータを収集・分析・情報発信する IR 機能の構築と活用を図る。

(No.67)

- ・ 社会の要請や教育研究の進展を踏まえつつ、本学の強みを活かした教育研究力の向上やグローバル化の推進に取り組むため、他大学との連携・協働の推進や、各学部・各研究科（院）・学府・短期大学部等の組織の見直しを行う。

(No.68)

- ・ 大学運営の一体的かつ効率的な業務運営を進めるため、学内の各種委員会や会議における意見交換などを通じて教員と事務職員の連携を強化するとともに、事務処理の集中化による業務改善、人員配置の見直しによる事務局機能の強化等により、生産性の高い業務運営を図る。

(No.69)

(2) 人事運営と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・ 教員評価制度の内容や評価結果の活用等の検証や改善を行い、的確な運用と定着を図るとともに、法人固有職員の計画的な採用により事務局の専門性を向上させる。

また、多様な人材が安心して活躍できる勤務環境の向上を図るため、必要に応じて、職員人事制度の見直しや運用改善を行う。

〈数値目標〉

県派遣職員の法人固有職員への切替割合（※） 6割程度（2024年度）

※ 目標値の割合は、法人化時点の県派遣職員を法人固有職員に切り替えた割合。

(No.70)

イ 職員の能力開発

- ・ 職員が大学運営に必要な知識・技能を適切に習得できるよう、外部研修、学内研修及び OJT 等の充実を図るとともに、他大学と連携して共同研修に取り組むなど、職員の専門性を高め、職務能力の向上を図る。

(No.71)

(3) コンプライアンスの強化

- ・ 法人業務方法書に基づく内部統制体制の確実な運用を図るため、コンプライアンス研修の実施とともに、様々な機会を捉え、法令遵守等に関する方針や重要法令の周知、コンプライアンス意識の徹底、情報漏えい等のリスク管理の強化、不正経理の防止などに取り組む。

(No.72)

- ・ 監事及び会計監査人と連携した内部監査を実施し、法人業務の適正化を図る。

(No.73)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入等の確保

- ・ 科学研究費補助金、受託研究、共同研究等の外部資金の獲得に向け、制度の紹介や申請方法に関する学内説明会を実施するなど、全教員に対し、増加に向けた取組を促すとともに、奨学寄附金やおおぞら基金については、寄附者の理解を得るために大学の教育研究活動の PR を進めながら寄附金の確保を図る。

また、施設使用料などの自己収入や民間企業等による学生支援のための奨学金についても、積極的に確保を進める。

(No.74)

- ・ **【再掲】** 外部資金（科学研究費補助金、受託研究費・共同研究費等（おおぞら基金を除く。)) は、過去の年度実績平均を超える金額及び件数の獲得を目指す。

〈数値目標〉

外部資金

- ・ 獲得金額 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持
- ・ 獲得件数 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える件数の維持

(No.51)

- ・ 資金運用・資金管理においては、安全性や効率性等を考慮して適正に行う。

(No.75)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・ 学内のニーズを踏まえつつ財務諸表等の検証・分析を行い、中期計画の重点事項への予算配分や光熱水費等の経費の節約による効率的な予算執行を図る。

〈数値目標〉

管理的経費の削減率（※） 前年度決算比で 1 % の削減（年度）

$(前年度管理的経費 - 当年度管理的経費) / 前年度管理的経費$

- ※ 管理的経費…財務諸表における一般管理費のうち、租税公課や減価償却費、修繕費等の義務的な経費は除く。

(No.76)

3 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ インフラ長寿命化計画に基づき、施設の劣化診断・定期点検を確実に実施するとともに、年間授業スケジュールや環境・ユニバーサルデザインに配慮した計画的な施設整備及び維持保全を行う。

(No.77)

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 自己点検・評価システムの改善を行うとともに、定期的にも実施する自己点検・評価や大学認証評価等を踏まえながら、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。

(No.78)

2 情報公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 静岡県情報公開条例の実施機関として適正な情報公開を行うとともに、業務運営等に関する情報を積極的に公開する。

また、教育研究活動や地域貢献活動に関する情報など効果の高い広報資源を活用し、その情報に適した広報媒体を選択しながら、積極的に大学の魅力が国内外に伝わるよう発信する。

(No.79)

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・ 学生及び教職員の安全確保と健康保持のため、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、実験等における安全管理意識の全学的な啓発と徹底、毒劇物等の薬品の一元管理や廃棄物の適切な処理等を進める。

(No.80)

- ・ 大学において発生し、又は発生することが予想される、緊急的に対応すべき災害・事故・事件に関するリスク・マネジメントを適切に行うため、防災訓練の実施、防災マニュアルや事業継続計画の随時見直しなどにより、危機管理体制の充実を図る。

静岡市や地元自治会、関係機関等と連携を進めることにより、防災・減災対策の充実や、学生が安心して安全な生活を送ることができる環境づくりを推進する。

(No.81)

2 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・ ハラスメントの根絶を目指し、相談窓口体制の充実や重層的な研修会等の実施により、防止・救済対策の強化を図る。

(No.82)

- ・ 学内における男女共同参画の推進やダイバーシティの実現のため、ジェンダーやマイノリティ等に関する教育や意識啓発の一層の充実を図るとともに、働き方改革や育児・介護等への対応、性別を問わず教職員の労働環境の整備を進める観点から、ワーク・ライフ・バランスの取組をさらに推進する。

〈数値目標〉

育児休業等の取得の推進

- ・ 育児休業取得資格者

女性教職員の取得希望者の休業取得率 100%

男性教職員の休業取得者数

2人以上 (2019～2024年度累計)

- ・ 育児休業以外の育児に関する諸制度の利用者

5人以上 (2019～2024年度累計)

(No.83)

- ・ 教職員や学生を対象に、環境に関する教育や啓発活動を推進し、二酸化炭素排出量の削減、省資源、省エネルギー、リサイクルなどを進め、エコキャンパスの実現を図る。

(No.84)

第6 その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・設備の改修等は、各事業年度において決定する。

(2) 人事に関する計画

高い専門性や多様な経験を持つ優秀な人材の確保・養成、教育研究活動の充実に向けた組織再編や業務見直しに柔軟に対応した適切な定数管理と効果的な人員配置を推進する。

ア 教員は、公募制を原則とし、全学組織による選考などにより公平性・透明性を確保しつつ、国内外から優れた教育研究者を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して、法人固有の職員を採用するとともに、法人固有職員、県派遣職員等を適切に配置する。

- イ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメント活動に積極的に取り組み、教育能力や専門事務能力の向上に努める。
- ウ 教育研究活動や事務運営の一層の活性化を図るため、教職員の他大学、研究機関との人事交流の推進に努める。
- エ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、中期目標期間中は教員及び事務職員の定数は、期首の定数を上限に適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

第2期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

別表（収容定員）

1 静岡県立大学

2019 年度	薬学部	640人
	食品栄養科学部	280人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	425人
	看護学部	530人
	薬食生命科学総合学府	272人（うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程122人）
2020 年度	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち前期課程20人、後期課程9人）
	看護学研究科	32人（うち修士課程32人）
	薬学部	640人
	食品栄養科学部	280人
	国際関係学部	720人
2021 年度	経営情報学部	450人
	看護学部	530人
	薬食生命科学総合学府	269人（うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程119人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち前期課程20人、後期課程9人）
	看護学研究科	35人（うち修士課程32人、後期課程3人）
2021 年度	薬学部	640人
	食品栄養科学部	280人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	475人
	看護学部	530人
	薬食生命科学総合学府	269人（うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程119人）
2021 年度	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち前期課程20人、後期課程9人）
	看護学研究科	38人（うち修士課程32人、後期課程6人）

2022 年度	薬学部	640人
	食品栄養科学部	280人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	500人
	看護学部	530人
2023 年度	薬食生命科学総合学府	269人（うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程119人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち前期課程20人、後期課程9人）
	看護学研究科	41人（うち修士課程32人、後期課程9人）
	薬学部	640人
2024 年度	食品栄養科学部	280人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	500人
	看護学部	530人
	薬食生命科学総合学府	269人（うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程119人）
2024 年度	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち前期課程20人、後期課程9人）
	看護学研究科	41人（うち修士課程32人、後期課程9人）
	薬学部	640人
	食品栄養科学部	280人

2 静岡県立大学短期大学部

2019 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人
2020 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人
2021 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人
2022 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人
2023 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人
2024 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人

(注) 学部、研究科等の教育研究組織の統合・再編・見直しに伴い、人数変更となる
 場合がある。

(別紙)

予 算

2019 (平成 31) 年度～2024 年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	27,024
施設整備費補助金	1,702
自己収入	12,048
授業料収入及び入学金検定料収入	11,640
雑収入	408
受託研究等収入及び寄附金収入等	3,522
長期借入金収入	0
繰越金等取崩収入	222
計	44,518
支出	
業務費	39,294
教育研究経費	29,577
一般管理費	9,717
施設整備費	1,702
受託研究等経費及び寄附金事業費等	3,522
長期借入金償還金	0
計	44,518

(注) 具体的な額については、各事業年度において決定される。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額23,646百万円を支出する。(退職手当は除く)

※ 退職手当については、静岡県公立大学法人職員退職手当規程に基づいて支給されることとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

収支計画

2019（平成 31）年度～2024 年度収支計画

（単位：百万円）

区分	金額
費用の部	43,122
経常費用	43,122
業務費	37,653
教育研究経費	10,227
受託研究等経費	2,712
人件費	24,714
一般管理費	4,461
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,008
臨時損失	0
収入の部	43,122
経常利益	43,122
運営費交付金	27,024
授業料収益	9,780
入学金収益	1,092
検定料等収益	360
受託研究等収益	2,712
寄附金収益	738
雑益	408
資産見返運営費交付金等戻入	516
資産見返物品受贈額戻入	168
資産見返寄附金戻入	324
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

（注）2019（平成 31）年度の額を基礎として、2020 年度以降の予算額を試算している。

資金計画

2019（平成 31）年度～2024 年度資金計画

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	45,105
業務活動による支出	42,336
投資活動による支出	2,182
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	587
資金収入	45,105
業務活動による収入	42,594
運営費交付金による収入	27,024
授業料及び入学金検定料による収入	11,640
受託研究等収入	2,712
寄附金収入	810
その他の収入	408
投資活動による収入	1,702
施設費による収入	1,702
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	809

（注 1）2019（平成 31）年度の額を基礎として、2020 年度以降の予算額を試算している。

（注 2）前期中期目標期間からの繰越金は、奨学寄附金、受託研究費及び積立金に係る繰越額である。